

第2回富久地区まちづくり協議会

平成26年3月24日

1 はじめに

(富久地区まちづくり協議会の経緯について)

富久地区まちづくり協議会とは

■ 組織概要

◇ 目的

富久地区のまちづくりについて検討し、まちづくりの将来像を策定・提言することによって、地区にふさわしいまちづくりを実現すること。

◇ 対象区域

富久町及び余丁町の一部（約 2 1 ヘクタール）

◇ 会員

対象区域内の住民及び地権者、関係町会代表者 など

富久地区まちづくり協議会とは

■ 対象区域

◇ 放射6号線から靖国通りにわたる約2.1ヘクタールの区域

◇ 右図  の区域



富久地区まちづくり協議会とは

■ 開催経緯

◇ 富久地区まちづくり協議会の発足

開催日時 : 平成21年7月5日

主な内容 : 協議会を立ち上げることの承認

◇ 第1回富久地区まちづくり協議会

開催日時 : 平成21年9月12日

主な内容 : 会則の承認、役員の選出

富久地区まちづくり協議会とは

■ 富久地区まちづくり協議会 専門部会について

- ◇ まちづくりに関する具体的な計画等を検討するために、協議会の下に専門部会を設置しています。
- ◇ 専門部会は、以下の3つです。
 - ・ 富久公園部会
 - ・ 環状4号線沿道部会
 - ・ 防災まちづくり部会

富久地区まちづくり協議会とは

■ 富久地区まちづくり協議会 専門部会について

◇富久公園部会

【役割】 富久公園のあり方等の検討

【これまでの開催回数】 平成21年度より5回開催

【これまでの検討内容】 富久公園のあり方等の検討

富久地区まちづくり協議会とは

■ 富久地区まちづくり協議会 専門部会について

◇ 環状 4 号線沿道部会

【役割】 環状 4 号線沿道のまちづくりの検討

【これまでの開催回数】 平成 2 1 年度より 3 回開催

【これまでの検討内容】 道路内地権者の課題整理

◇ 防災まちづくり部会

【役割】 防災まちづくりの検討

【これまでの開催回数】 これまで開催なし

2 会則の改定について

会則の改定について

■ 富久地区まちづくり協議会会則について

- ◇ 富久地区まちづくり協議会会則は、平成21年9月12日に開催された第1回富久地区まちづくり協議会で決定されました。
- ◇ 会則の決定後4年が経過し、町会長が変わるなど、地区をとりまく状況は変化しています。会則を地区の実情に合わせるため、会則を見直すことを提案します。

会則の改定について

■ 会則改定 協議会案（新旧対照）

第5条 まちづくり協議会の会員は、次の各号の一つに該当する者とする。

新

- ② 東富久町会、富久北町会、富久町中町会、西富久町会、余丁町町会及びまねき通り商店会の各会長

旧

- ② 東富久町会、富久北町会、富久町中町会、西富久町会、余丁町町会代表者

会則の改定について

■ 会則改定 協議会案（新旧対照）

第6条 まちづくり協議会の組織は、次の各号のとおりとする。

新	旧
② まちづくり協議会の役員は、東富久町会、富久北町会、富久町中町会、西富久町会、余丁町町会及びまねき通り商店会の各会長とする。町会及び商店会の会長が改選された場合、役員も同時に改選するものとする。	なし

会則の改定について

■ 会則改定 協議会案（新旧対照）

第6条 まちづくり協議会の組織は、次の各号のとおりとする。

新

③ まちづくり協議会の会長は、まちづくり協議会の役員による互選とする。

旧

② まちづくり協議会の会長及び役員は、互選とする。

会則の改定について

■ 会則改定 協議会案（新旧対照）

第6条 まちづくり協議会の組織は、次の各号のとおりとする。

新

- ⑧ 専門部会は、部会長及び
第5条に定められた会員
のうち各専門部会の検討
範囲（図2～図4参照）
内における住民及び地権
者をもって構成する。

旧

- ⑤ 専門部会は、部会長及び
会員をもって構成する。

会則の改定について

■ 専門部会の検討範囲

◇ 富久公園部会 (赤の区域)

都市計画公園「富久」の区域内

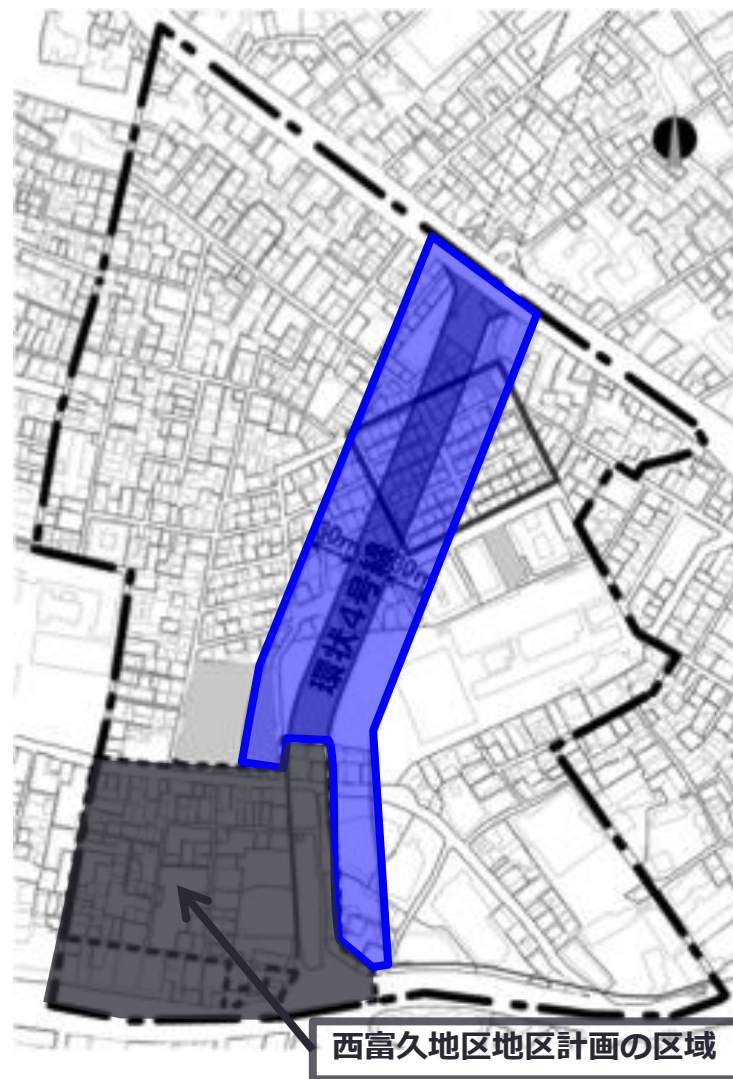


会則の改定について

■ 専門部会の検討範囲

◇ 環状4号線沿道部会 (青の区域)

環状第4号線沿道30mの区域内
(西富久地区地区計画の区域を除く)



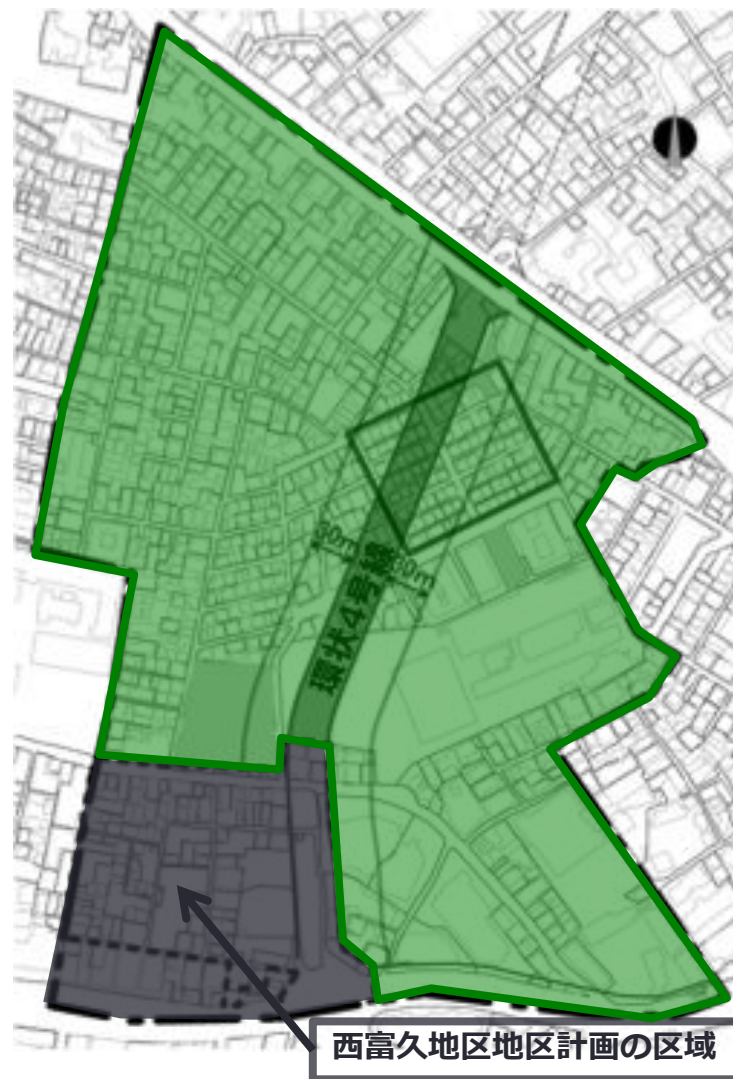
会則の改定について

■ 専門部会の検討範囲

◇ 防災まちづくり部会（緑の区域）

富久地区全域

（西富久地区地区計画の区域を除く）



会則の改定について

■ 会則改定 協議会案（新旧対照）

第6条 まちづくり協議会の組織は、次の各号のとおりとする。

新	旧
⑨ 専門部会の部会長は、まちづくり協議会の役員による互選とする。	なし

会則の改定について

■ 会則改定 協議会案（新旧対照）

新

第10条 この会則に変更の
必要が生じたときは、まち
づくり協議会の了承を経て
改正する。

旧

第10条 この会則に変更が
生じたときは、まちづくり
協議会において検討のうえ
変更する。

2 都市計画公園「富久」の廃止と 地区のまちづくりについて (富久公園部会の検討結果について)

富久公園部会の検討結果について

■ 都市計画公園「富久」について

- ◇ 都市計画公園「富久」の都市計画を外し、代わりに区が代替の公園として整備した「富久さくら公園」を都市計画決定します。
- ◇ 環状第4号線を介し、広場や富久さくら公園をはじめとした既設の公園を連携させていきます。

富久公園部会の検討結果について

■ 富久地区のまちづくりについて

- ◇ 都市計画公園を廃止することにより、これまで都市計画公園の区域内に適用されていた建築制限がなくなり、富久地区全体でまちづくりを検討することが可能になります。
- ◇ 環状第4号線の整備に伴う課題を解決し、地区にふさわしいまちづくりを実現するため、今後、環状4号線沿道部会等により、まちづくりの検討を進めます。

富久公園部会について

■ 富久公園部会等 開催経緯

<u>平成22年 1月31日</u>	第1回富久公園部会
<u>平成22年 6月 6日</u>	第2回富久公園部会
<u>平成25年 2月12日</u>	第3回富久公園部会
<u>平成25年 9月 3日</u>	第4回富久公園部会
<u>平成25年10月</u>	アンケート調査の実施
<u>平成26年 2月24日</u>	第5回富久公園部会

富久公園部会について

■ 富久公園部会 主なご意見・ご質問

(ご質問) 都市計画公園「富久」がいつごろ廃止されるのか。

(回 答) 通常、都市計画の手続きには1～2年かかります。そのため、都市計画の手続きが完了し、実際に都市計画公園「富久」が廃止されるのは、平成27年度以降になると考えています。なお、建物の構造等に関する建築制限が解除されたり、固定資産税等の減額がなくなるのは、都市計画の手続きが完了してからとなります。

富久公園部会について

■ 富久公園部会 主なご意見・ご質問

(ご質問) 都営市ヶ谷富久町アパートは、都市計画公園「富久」が指定されていることにより高層の建物が建てられたと聞いた。

(回 答) 都営住宅は昭和45年に建てられており、都市計画公園「富久」の指定に関係なく、当時の法規制に基づき建てられていると考えています。

富久公園部会について

■ 富久公園部会 主なご意見・ご質問

(ご質問) 富久公園部会に参加していない住民等の意見をどのように集めるのか。アンケートを実施するのか。

(回 答) アンケートの実施について、皆さんのお考えを次回（第4回公園部会）以降、伺いたいと思います。

- ▶ 平成25年10月、都市計画公園「富久」区域内的の住民、土地・建物の地権者のみなさまを対象に、アンケート調査を実施しました。

富久公園部会について

■ 富久公園部会 主なご意見・ご質問

(ご意見) 今後のまちづくりは主に環状4号線沿道部会で検討していくということだが、自分の建物は部会の対象区域に入っていない。環状4号線沿道部会での話し合いの内容が気になるので、きちんと報告して欲しい。

(回 答) より良いまちづくりを行っていくため、環状4号線沿道部会に限らず、みなさまの意見をきちんと伺ったいきたいと考えています。またこれまで通り、まちづくりの検討内容等は、まちづくりニュースによりみなさまにお知らせします。

富久公園部会について

■ 富久公園部会 主なご意見・ご質問

(ご意見) 住民の高齢化や建物の老朽化が富久地区の課題であると考えている。これらの課題を解決するため、建物の共同化をしてはどうか。

(回 答) 今後、環状4号線沿道部会の開催等により、住民や地権者のみなさまのご意見を伺いながらまちづくりを進めて行きます。そのため、区が主導して共同化を進めることはありません。区は、地区のみなさまのご意向に沿って、まちづくりのサポートを行っていきます。

スケジュール（予定）

本日 第2回富久地区まちづくり協議会

平成26年度以降

公園廃止・変更等に向けた手続き

同時進行



まちづくりの検討

- 環状4号線沿道部会、防災まちづくり部会の開催等

都市計画公園の廃止・変更等

まちづくりルールの方策定

まちづくりの主な検討内容（案）

■ 環状第4号線沿道の土地利用

- ◇ 住環境の保全等、広幅員道路（環状第4号線）沿道に相応しいまちづくりの検討

■ 防災まちづくり

- ◇ 防火性能の向上等、災害に強いまちづくりの検討

■ その他

- ◇ より良い景観の形成
- ◇ みどりの確保・緑化の推進 など

問い合わせ先

■ 富久地区のまちづくりについて

都市計画部 景観と地区計画課

(富久地区まちづくり協議会 事務局)

担当：半田、長本

電話：03-5273-3569

■ 都市計画公園「富久」について

都市計画部 都市計画課 都市施設係

担当：渡辺、村上

電話：03-5273-3547